

2016年 USTR 外国貿易障壁報告書（日本関連部分概要）

平成28年5月
外務省

3月31日（米国時間）に米通商代表部（USTR）が公表した「2016年外国貿易障壁報告書」の概要（日本関連部分）は以下のとおり。

1 概観

日本は環太平洋パートナーシップ（TPP）協定において他の10か国と並ぶ米国のパートナーであり、12のTPPパートナー国は、世界経済の40%を代表する。2015年10月に妥結し、2016年2月に署名されたTPP協定は、世界で最も急速に成長する国々における米国の利益を著しく増進させ、米国の物品及びサービスの輸出を促進し、並びに米国の労働者、農家、ビジネス及び消費者を資するものである。TPP協定の下、TPPパートナー国は18,000もの米国産品に課される輸入税を削減するほか、米国のサービス供給者への新たな市場を開放し、不当に米国輸出品を阻止する非関税障壁に対処し、国際的に競争力があって知的財産が集約される米国産業のためにデジタル貿易及び強力なバランスのとれた知的財産ルールを推進し、公平な競争とグッド・ガバナンスを醸成することにより米国企業にとって公平な競争の場を作り、執行可能かつ高い水準の労働及び環境基準を定め、消費者の安全及びプライバシーを確保しつつ米国のイノベーターと輸出業者による貿易を促進する公平で透明性のある規制政策を確保し、並びに米国の中小企業への支援を含め包摂的な成長を促進するものである。TPP参加国は、自国の労働者、農家、ビジネス及び消費者が可能な限り早く協定からの利益を得られるようにするため、現在はそれぞれの国内承認プロセスを完了させることに集中している。

TPPに加え、米国は、通商に関連した日本との諸問題について、二国間及び他の場で取り組んでいく。

日本は、また、新サービス貿易協定（TiSA）の交渉にも参加している。

10 サービス障壁（日本郵政、保険）

日本政府による改革及び銀行、保険、急送便市場で日本郵政と他の民間会社との間の対等な競争条件が達成されるようあらゆる必要な措置をとるための取組を注意深く監視し続ける。

急送便の分野について、米国政府は日本に対し、通関手続及び義務を含めた対等な競争状況の確保や、日本郵便の非競争的（独占的）事業からの収入で同社の国際急送便サービスを補助することを禁止することによる公正競争の向上のための措置をとることを求めていく。TPPの下、日本は小包、物品等の送付について無差別待遇を与えることを含む新たな義務を履行することとなる。

保険一般について、TPPの下、日本及び全てのTPP参加国は保険商品を提供する郵便事業体が公平な競争の場で運営を行うことを合意するとともに、日本政府は米国政府に対し、米国保険会社による日本郵政の販売網へのアクセス及び日本郵政と競争上対等な条件の下での運営についてコミットした。

かんぽ生命について、日本郵政グループ各社と他の民間会社との間の対等な競争条件

を確立することが必要であり、日本政府に対して、①日本郵政金融二社と他の民間会社に対する監督上の取扱いの相違、②（取り扱う商品の選択のプロセスを含む）他の民間会社による郵便局ネットワークへのアクセス、③日本郵政のビジネス及び関連事業体との内部相互補助を含む、対等な競争条件に関する一連の懸念に対処するための措置を講じることを引き続き求める。

郵便局ネットワークへのアクセスに関し、アフラック社のがん保険商品を取り扱う郵便局数が2015年7月までに、1000局から2万局以上に増えたこと等、大きな進展があった。

対等な競争条件が確保されるまで日本郵政金融二社の業務範囲の拡大を認めないよう、日本に求め続ける。

（外務省資料より抜粋）